

「徳島からの提言」 中間報告書骨子（案）



— 写真家 荒井賢治氏 撮影 —

平成24年11月
新過疎対策戦略会議

目 次

I	新過疎対策に向けた基本的な考え方	1
II	新たに取り組むべき支援策	
	【広域的支援の強化】	
1	県が行う広域的な過疎対策事業の推進について	＜総務省＞ 2
	【過疎債の拡充】	
2	防災拠点となる庁舎の耐震化や移転等の推進について	＜総務省＞ 3
3	再生可能エネルギー発電を実施する法人に対する出資への過疎債の適用について	＜総務省＞ 4
4	過疎債の充当率や交付税算入率の引き上げについて	＜総務省＞ 5
	【交付金・補助金の拡大】	
5	南海トラフの巨大地震に備えるため必要な施設等に係る助成制度の拡充について	＜内閣府，農林水産省＞ 6
6	農山漁村における再生可能エネルギー発電施設に係る採択要件や農地転用の緩和について	＜農林水産省＞ 7
7	ケーブルテレビ網により構築した情報通信基盤の維持に対する支援の拡充について	＜総務省＞ 8
8	過疎地域における文化振興への支援策について	＜文化庁＞ 9
9	過疎地域における生活用水の確保に向けた財政支援の拡充について	＜厚生労働省，総務省＞ 10
10	過疎地域を運行するバス運営に係る支援について	＜国土交通省＞ 11
11	公共施設の解体撤去の財政支援について	＜内閣府，総務省＞ 12
12	木造住宅の耐震化支援制度の拡充について	＜国土交通省＞ 13
13	空き家の活用を促進するための支援制度の拡充について	＜総務省＞ 14
	【制度の見直し等】	
14	地域医療再生を図る制度の創設等について	＜厚生労働省＞ 15
15	広大な面積を有する市町村内の事業所に対する新たな介護報酬加算の導入について	＜厚生労働省＞ 16
16	森林整備の推進をするための制度の充実について	＜農林水産省，経済産業省，環境省＞ 17
17	地籍調査事業等の促進について	＜国土交通省＞ 18
18	移住者・一般法人の農地取得に関する要件緩和について	＜農林水産省＞ 19
19	野生鳥獣の食害対策に向けた狩猟者の確保対策について	＜環境省，農林水産省＞ 20
20	きめ細やかな教育の実現のための教員定数の充実について	＜文部科学省＞ 21
	【税制度の見直し等】	
21	「民間企業」のインセンティブを高める寄附金の損金算入額の引き上げについて（法人税）	＜財務省＞ 22
22	空き家を巡る諸問題に対応した税制度の見直しについて（譲渡所得税・固定資産税）	＜財務省，総務省，国土交通省＞ 23
	【減収補てん制度の拡充】	
23	サテライトオフィス誘致のための課税免除に伴う減収補てん措置について（法人事業税・不動産取得税・固定資産税）	＜総務省＞ 24
24	二地域居住の促進に向けた課税免除に伴う減収補てん措置について（個人住民税・不動産取得税・固定資産税）	＜総務省＞ 25

I 新過疎対策に向けた基本的な考え方

- 過疎地域は、「国土や自然環境の保全」、「水源のかん養」、「伝統文化の承継」、「食料・水資源・エネルギーの供給」、「いやしの場の提供」など、国民全体の「安全安心で豊かな生活」を支える多面的・公益的機能を有している。
一方で、「人口の減少」、「高齢化の進行」、「地域産業の衰退」など、様々な課題に直面しており、過疎地域が担っている重要な役割を国民全体が再認識し、国全体で支える仕組みが必要である。
- 過疎市町村は、人口の減少や財政力の低下など厳しい状況にあり、市町村単独では、国土保全をはじめとする、公益的機能を果たすことが困難となってきた。

また、「行財政基盤の確立」のため、市町村合併を進めたが、新しい市町村の一部となった多くの旧過疎市町村では、格差の解消や地域の振興はまだ十分ではない。
- 東日本大震災以降の過疎地域を取り巻く環境の変化に即応した、新たな課題・視点からの「過疎対策」に取り組む必要がある。

地域の振興に真に必要な制度改革や支援策となる「新過疎対策」が必要

平成24年度は、平成22年3月の過疎法改正時に附帯決議された、「3年目を目途として必要な措置を講ずる」時期にあたり、「新たな着眼点」から、実効性のある検討を行う必要がある。

(1) 新たな着眼点

- **過疎地域を国全体で支える新たな仕組づくり**
 - ・ 財政・税制支援制度等の充実により、過疎地域を国全体で支える新たな仕組づくりが必要
- **広域的支援体制の強化**
 - ・ 都道府県を補完的な役割から、広域的な過疎対策の事業主体として位置付ける仕組みが必要
- **実態に即した指定単位の設定**
 - ・ 市町村単位にこだわらない「一部過疎地域」の存続をはじめ指定単位の検討が必要
- **東日本大震災後の新しい課題**
 - ・ 南海トラフの巨大地震をはじめとする「防災・減災対策」の一層の推進
 - ・ 再生可能エネルギーの推進（エネルギーの地産地消）
 - ・ 新しいライフスタイルのニーズに対応した移住・交流人口の増加の推進

Ⅱ 新たに取り組むべき支援策

1 県が行う広域的な過疎対策事業の推進について

主管省庁（総務省自治財政局，自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 過疎対策事業債 2, 9 0 0 億円
- ◇ 過疎地域等自立活性化推進交付金 5 億円

【過疎地域自立促進特別措置法】

- ◇ 都道府県は，現行制度上，法律に基づく「自立促進方針」や「都道府県計画」の策定を通じて，「市町村計画」との連携を図りながら事業を実施する補完的な位置付けとなっている。
- ◇ 過疎債の発行は，過疎地域に指定された市町村が行う過疎対策事業に限られている。

【地域自主戦略交付金】

- ◇ 「ひも付き補助金」を廃止し，基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下，平成23年度から順次拡大。（H23:5, 120億円→H24:8, 329億円）

【沖縄振興一括交付金】

- ◇ 平成24年度から沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため，沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金を創設。

《課題》

- ◇ 都道府県には，広域的な観点からの総合的取組や，個々の自治体では解決が難しい課題への対処が求められている。
- ◇ H22年改正に向けた提言時に国からは，これまでの過疎法の経緯に鑑みれば，都道府県が過疎債を発行することについて，市町村と都道府県の役割分担を含め，慎重な議論が必要との見解が示された。
- ◇ 広域的な過疎対策事業については，都道府県の位置付けを，「補完的な役割」から，「積極的な役割」とし，都道府県の過疎債の発行を可能とする必要がある。
- ◇ 沖縄の振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる「沖縄振興一括交付金」制度が創設された。
- ◇ 過疎地域の振興に資する都道府県に対する一括交付金を設ける必要がある。

《現状》

県は市町村が行う過疎対策事業に協力する「補完的役割」となっており，広域的な過疎対策においても同様である。

- ① 広域的な過疎対策については過疎市町村からも，県の「積極的な役割」が期待されている。
- ② 県が自主的な選択に基づいて実施できる「沖縄振興一括交付金」と同様な，過疎対策に資する一括交付金制度が必要。

《提言内容》

- ① 広域的な過疎対策事業については，都道府県の位置付けを「積極的な役割」とし，都道府県の過疎債の発行を可能とすること。また，必要となる過疎債の総額を確保すること。
- ② 県に対する，基金の積立も可能な一括交付金制度過疎対策枠を創設すること。

県担当課名 市町村課，財政課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法

2 防災拠点となる庁舎の耐震化や移転等の推進について

主管省庁（総務省自治財政局, 自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 過疎対策事業債 2,900億円
- ◇ 緊急防災・減災事業債 3,995億円

※執行見込額（上限額：7,700億円）

H23年度 3,299億円

（H23年度地方債同意等予定額 H24.2.22現在）

H24年度 3,995億円（H24年度地方債計画額）

残額（H25年度以降）406億円

【過疎地域自立促進特別措置法】

- ◇ 庁舎の耐震化や移転等の防災・減災対策事業については、過疎債の対象事業となっていない。

【緊急防災・減災事業債】

- ◇ 緊急防災・減災事業債の対象事業で、過疎債の対象事業になっていない事業には、次の事業がある。
 - ・ 庁舎など災害時に災害対策の拠点となる公用施設等の耐震化
 - ・ 津波浸水想定区域内にあり、津波対策の観点から移転が必要とされる庁舎などの公用施設の移転
 - ・ 庁舎の非常電源、津波避難タワー等

《課題》

- ◇ 国が公表した新たな被害想定に基づく施設整備には、一定の時間を要するため、緊急防災・減災事業の継続が必要。
- ◇ 復興増税を財源とした緊急防災・減災事業債は平成24年度をもって財源が枯渇すると見込まれており、新たな増税を前提としない対策の推進策が必要となっているが、庁舎の耐震化や移転など、南海トラフの巨大地震に備えた緊急防災・減災事業の推進には多額の財政需要が生じ、財政基盤の脆弱な過疎市町村においては、集中的な事業実施は市町村財政に与える影響が過大となる。
- ◇ 国では、既存事業を活用し総額を確保する方針であり、過疎対策事業債を活用した防災・減災対策事業の推進は有効な対策の一つである。
- ◇ 過疎対策事業債で、防災・減災対策に取り組める施設は限定されており、過疎地域の維持・振興に不可欠な、地域の安全・安心を確保するためには、地域防災計画に防災拠点や避難所として位置付ける施設については、過疎対策事業債の対象施設に追加する必要がある。

《現状》

- ① 庁舎の耐震化や移転など防災・減災対策事業は、緊急防災・減災事業債の対象であるが、平成25年度以降の財源の確保は不透明な状況にある。
- ② 国は、過疎地域においては、過疎対策事業債が対象としている施設については、過疎対策事業債の活用を示している。
- ③ 庁舎の耐震化や移転については、過疎対策事業債の対象外である。

《提言内容》

- ① 地域防災計画に防災拠点や避難所として位置付けられている庁舎の耐震化等の防災・減災対策事業については「緊急防災・減災事業債」の対象とされていることから、過疎対策事業債においても対象とすること。

県担当課名 南海地震防災課, 市町村課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法

3 再生可能エネルギー発電を実施する法人に対する出資への過疎債の適用について

主管省庁（総務省自治財政局、自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

◇ 過疎対策事業債 2,900億円

【新成長戦略】

◇ 再生可能エネルギーの普及拡大支援策等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新

【日本再生戦略】

◇ 再生可能エネルギーの導入を支援

【過疎地域自立促進特別措置法 第12条第1項】

【過疎地域自立促進特別措置法施行令 第6条第1項】

◇ 過疎市町村は出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人又は、出資金額の4分の3以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人で、次に掲げるものへの出資に要する経費について、過疎対策事業債を財源とすることができる。

- ・ 地場産業に係る事業を行う法人
- ・ 観光又はレクリエーションに関する事業を行う法人

【電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法】

◇ 電気事業者は、経済産業大臣が定めた調達価格及び調達期間により、再生可能エネルギーによって発電された電気を調達することとされている。

《課題》

◇ 平成24年7月より導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、再生可能エネルギー発電による売電収入を見込んだ民間企業による再生可能エネルギー発電施設の進出が活発になっている。

◇ 太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギー発電施設を単に誘致しただけでは、地元の自治体に入る収入は設備の固定資産税に限られる。

◇ 過疎地域は、太陽光や風力、小水力などの再生可能エネルギーの宝庫であり、再生可能エネルギー発電を実施する民間事業者の進出が期待されるが、こうした動きを地域の振興・産業の創出につなげていくためには、事業実施にあたって地域の声を反映できる仕組みが必要である。

◇ 市町村による過疎対策事業債を財源とする法人に対する出資は認められているが、「再生可能エネルギー発電を行う法人」は対象となっていない。

《現状》

① 再生可能エネルギー固定価格買取制度を追い風として民間事業者による再生可能エネルギー発電施設の整備が活発化している。

② 市町村は過疎対策事業債を財源として第三セクターの法人への出資が可能であるが、再生可能エネルギー発電を行う法人は対象外である。

《提言内容》

① 地域振興を目的とした、「再生可能エネルギー発電を行う法人」に対する出資を、過疎対策事業債の対象とすること。

県担当課名 市町村課、環境首都課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法

4 過疎債の充当率や交付税算入率の引き上げについて

主管省庁（総務省自治財政局, 自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 過疎対策事業債 2, 900 億円
- ◇ 辺地対策事業債 397 億円
- ◇ 過疎地域等自立活性化推進交付金 5 億円

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・ 離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

【過疎地域自立促進特別措置法】

- ◇ 集落再編整備のための住宅整備に係る過疎債の充当率は75%となっている。
- ◇ 庁舎の耐震化や移転等の防災・減災対策事業については、過疎債の対象事業となっていない。

【地方交付税法】

- ◇ 過疎債・辺地債の交付税算入率は、次のとおりである。
 - ・ 過疎債については、元利償還金の70%
 - ・ 辺地債については、元利償還金の80%

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、若者やUJIターン者等を受け入れるための住宅が不足しており、将来集落の担い手となりうる若者が、移住・定住するための生活基盤が乏しい。
- ◇ 若者の定住を促進するため、家賃補助や給付制度などによる積極的な推進を行う過疎市町村も見受けられる。
- ◇ 家賃収入があることから、充当率が低く抑えられている。
- ◇ 財政的に脆弱な過疎市町村にとって、過疎対策事業債は、命綱ともいべき重要な財政支援策となっており、地方交付税を充実して過疎市町村の財政基盤を強化する必要がある。
- ◇ 市町村道などの生活基盤において、依然として過疎地域では著しい格差があり、その実態は、辺地の場合との差異は少なく、過疎地域においても、辺地と同様の財政支援策が必要である。
- ◇ 今後、南海トラフの巨大地震に備えた防災・減災対策を推進するために、多額の財政負担が必要となってくる。
- ◇ 消防救急無線デジタル化については、中山間地域では、地理的な条件から、整備費用が高額となる。

《現状》

- ① 市町村が単独で住宅を建設する場合、過疎債の充当率は、家賃収入が見込めることから、一般の過疎債対象事業より低い75%となっているが、若者の定住促進を図るための給付制度を設ける市町村も見受けられる。
- ② 地域防災計画に防災拠点や避難所として位置付けられた庁舎の耐震化などは、過疎債の対象外である。
消防救急無線のデジタル化など、緊急防災・減災事業債の対象事業には、現に過疎債の対象となっている事業もある。
- ③ 過疎債の交付税算入率は、過疎地域とよく似た条件下にある辺地で発行が可能な辺地債の算入率（80%）よりも低い、元利償還金の70%となっている。

《提言内容》

- ① 過疎地域において移住定住を促進するため、市町村が家賃補助や給付制度を設ける場合などについては、集落再編整備のための住宅（定住促進用貸付住宅）の整備を行う場合の過疎債の充当率（75%）を、一般の過疎対策事業への充当率（100%）と同程度まで引き上げること。
- ② 地域防災計画に防災拠点等として位置付けられた庁舎の耐震化等の防災・減災対策事業を過疎債の対象に加えること。
- ③ 緊急防災・減災事業債の対象事業のうち、現に、過疎債の対象となっている事業について、交付税算入率を80%まで引き上げること。

県担当課名 市町村課, 消防保安課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法

5 南海トラフの巨大地震に備えるため必要な施設等に係る助成制度の拡充について

主管省庁（内閣府、農林水産省大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 農林水産省公共事業費 5,099億円
- 水産公共予算 1,035億円
- 漁港防災対策支援事業（非公共） 9億円
- 地域防災力向上支援事業 181億円

【地域再生基盤強化交付金制度、漁港防災対策支援事業等】

- ◇ 地域再生基盤強化交付金制度では、基幹農道や避難路の整備が対象になっていない。
- 補助率（1／2）対象者 県、市町村など
- ◇ 漁港防災対策支援事業
- 補助率（1／2）対象者 県、市町村など
- ◇ 「過疎地域」や「東南海・南海地震防災対策推進地域」が考慮されていない。

【地域防災力向上支援事業】

- ◇ 市町村が孤立化地域に対し衛星携帯電話等を整備する際の初期費用を支援。

《現状》

地震・津波による甚大な被害が予想される過疎地域において

- ① 現行制度では、「東南海・南海地震防災対策推進地域」にある漁港関連施設の耐震化や必要な施設等の補助率は全国一律である。
- ② 避難路の整備等について、「地域再生基盤強化交付金」の対象となっていない。
- ③ 市町村が孤立化地域に対し「デジタル簡易無線」・「アマチュア無線」を整備する場合の助成制度がない。

《課題》

- ◇ 地震・津波による甚大な被害が予想される被災時に、農山漁村における緊急輸送路の補完や避難路としての機能も有する農林道の整備、漁港関連施設の早急な整備が必要である。
- ◇ 災害に強い通信手段を確保するためには、衛星携帯電話だけでなく、「デジタル簡易無線」や「アマチュア無線」など、地域の状況に応じた通信網の整備を行う必要がある。

《提言内容》

地震・津波による甚大な被害が予想される過疎地域において

- ① 「東南海・南海地震防災対策推進地域」にある漁港関連施設の耐震化や必要な施設整備に係る「補助率の嵩上げ」や予算の拡充を図ること。
- ② 被災時に緊急輸送路の補完や避難路としての機能も有する農林道の早急な整備を促進させるため、「地域再生基盤強化交付金」の拡充を図ること。
- ③ 災害に強い通信手段を確保するため、通信機器の整備導入にかかる初期費用について、衛星携帯電話以外にも「デジタル簡易無線」や「アマチュア無線」も対象とするなど、地域の実情に応じた助成制度とすること。

県担当課名 水産課・農業基盤課・森林整備課・南海地震防災課・西部総合県民局

6 農山漁村における再生可能エネルギー発電施設に係る採択要件や農地転用の緩和について

主管省庁（農林水産省農村振興局）

現行制度等

【平成24年度国予算の概要】

◇ 地域自主戦略交付金

【(旧)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

市町村等が作成した定住・交流促進のための「活性化計画」の実現に必要な施設整備等を中心とした総合的な取組みを支援する交付金事業

- ・対象 農林漁業の生産基盤や再生可能エネルギー発電施設等
- ・事業実施主体 県、市町村、農業協同組合等の団体
- ・交付率 定額（交付限度額算定のための交付率は1/2等）

【新成長戦略】

- ◇ 再生可能エネルギーの普及拡大支援策等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新。

【我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画】

- ◇ エネルギー再生への農山漁村の資源の活用を促進する。

【農地法第4条】

- ◇ 農地を農地以外の目的に転用する場合、所有者自身が農地を転用するには農地法第4条による許可が必要であるが、優良農地の転用については、原則不許可である。

《課題》

- ◇ 東京電力福島第一原発事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっている。
- ◇ 市町村や産業団体が過疎地域で、農山漁村に豊富に存在する未利用資源を再生可能エネルギーとして有効活用し、農業経営の安定化や地域の活性化につなげていくためには、交付金事業の対象要件を緩和する必要がある。
- ◇ 農家が、再生可能エネルギー発電施設を農地に設置できるように規制の緩和が必要である。

《現状》

- ① 地域自主戦略交付金においては、太陽光や風力発電施設を設置する場合、発電施設の規模が、現状の使用電力量の規模に限定されている、また売電利益の使途も施設維持費等に限る等の制限がある。
- ② 再生可能エネルギー発電施設を農地に設置する場合には、農地法第4条による転用許可が必要である。
優良農地については、転用許可が認められず、農地畦畔等の一時転用許可を除き不許可とされている。

《提言内容》

- ① 地域自主戦略交付金について、再生可能エネルギーの発電施設の事業規模や売電利益を防災・減災対策にも使用できるように規模や使途の制限を緩和すること。
- ② 過疎地域に限り、所有する農地の一定割合について、再生可能エネルギー発電施設の設置を農地法第4条の「不許可の例外」とすること。

県担当課名 農村振興課・農業基盤課
関係法令等 農地法

7 ケーブルテレビ網により構築した情報通信基盤の維持に対する支援の拡充について

主管省庁（総務省自治財政局、自治行政局、総合通信基盤局、情報流通行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 情報通信利用環境整備推進交付金 19億円
(光の道交付金)

【日本再生の基本戦略】

- ◇ 各分野において当面、重点的に取り組む施策
 - ・ 情報通信技術の利活用による国民の利便性の向上と新産業創出
 - ・ 災害に強い情報通信ネットワークの構築

【情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱】

- ◇ 情報通信利用環境整備推進交付金の対象事業は、超高速ブロードバンド基盤設備を、新たに整備する場合に限定されており、既存の設備を改良、改修、更新する場合は対象とされていない。
- ◇ 情報通信利用環境整備推進交付金の実施に伴い、前対策（地域情報通信基盤整備推進交付金）では補助対象となっていたケーブルテレビ網などの放送設備の整備については、現在、対象外となっている。

《課題》

- ◇ 採算性の問題から民間の通信事業者が参入しない地域においては、市町村や第三セクターが情報通信基盤を整備している。
- ◇ 本県は、地上デジタル放送移行後も受信環境を確保するため、市町村等が、光ファイバーによるケーブルテレビ網の整備を進めてきた。その結果、県内隅々にまで光ファイバー網が行き届き、地上デジタル放送はもとより、超高速ブロードバンド、地域情報の発信、IP電話と一石四鳥の効果が生まれている。
- ◇ 今後は、世帯数が減少する中で集落の変化に伴う基盤の改修や新技術の実用化に伴う機器の追加・更新、また、沿岸部においては津波対策としての基盤の再構築が必要となる。
- ◇ また、早期に整備した基盤については耐用年数の経過に伴う更新の時期を迎えることになる。
- ◇ これらのサービスを継続するために必要となる設備の再整備は、大規模で短期的な事業になることから財源の確保が大きな課題であり、今後も安定的にサービスを提供していくため必要となる財政負担は、大きくなっていくと考えられる。

《現状》

市町村等が整備したケーブルテレビ網による地域情報サービスを安定かつ継続して提供するためには、基盤の改良、改修、更新にかかる費用に対する財政支援が必要である。

- ① 情報通信利用環境整備推進交付金は、超高速ブロードバンド基盤の新たな整備を補助対象としており、既存設備の改良、改修、更新については対象外である。
- ② 全国の過疎地域の多くは難視聴地域を抱えており、ケーブルテレビ網の整備と併せてブロードバンド基盤を整備することが有効であるが、現行の情報通信利用環境整備推進交付金では、放送設備の整備は、対象外になっている。

《提言内容》

市町村等が整備したケーブルテレビ網による地域情報サービスを今後も安定かつ継続して提供していくため、情報通信利用環境整備推進交付金について、

- ① 既存設備の改良、改修、更新にかかる費用を補助する制度を創設すること。
- ② ケーブルテレビ網等の放送設備の更新にかかる費用についても補助対象に追加すること。

県担当課名 地域情報課
関係法令等 情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱

8 過疎地域における文化振興への支援策について

主管省庁（文化庁）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 文化芸術創造活動への効果的な支援
 - ・「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」 32億円
助成 1/2以内、対象事業費 1,000万円以上
 - ・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」 14億円
※平成24年度限りの事業 助成 1/2以内
(参考：平成25年度概算要求
⑨「劇場・音楽堂等活性化事業」 30億円)
- ◇ 文化財の復元整備・活用・継承等の推進
 - ・「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」
58億円

【日本再生戦略】

- ◇ 地域の自然や文化等を活かした魅力ある観光地づくりのための環境整備を推進
- ◇ 劇場等の地域の文化拠点を活性化し、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律】

- ◇ 平成24年6月「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行

《課題》

- ◇ 徳島県では、全国初の二度（平成19・24年度）の国民文化祭開催を通じて、文化の力が地域活性化に有効であることを確信したところであり、過疎地域の活性化に対し文化の力をより有効に活用することが求められている。
- ◇ 過疎地域には、古くから伝え育まれた芸能・文化など、魅力的な文化資源が多数残っており、東日本大震災を契機にコミュニティの再生等において文化が果たすべき役割の大きさが再認識されたこととあいまって、地域ならではの文化資源の継承・発展・活用が求められている。

《現状》

過疎地域の活性化には文化の力の活用が非常に有効であり、その効果的な支援が求められている。

- ① 過疎地域では、優れた芸術文化に触れる機会が少ない。また、財政力が弱く文化振興事業の規模も小さいことから、使い勝手のよい制度とすることが必要である。
 - ・「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」（市町村実施）は、対象事業費1,000万円以上
 - ・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」（地域の中核劇場・音楽堂）は、要望額500万円以上
- ② 過疎地域においては、そこに息づく地域ならではの伝統芸能・文化の活用が求められているが、文化振興関係の人材不足が深刻である。

《提言内容》

- ⑨① 「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」について、過疎地域では必ずしも事業規模等が大きくないことから対象事業費の下限額を引き下げることにより、コンパクトな事業形態に対応するとともに、補助率を引き上げ、支援の充実を図ること。
また、「劇場・音楽堂等活性化事業」についても、劇場・音楽堂等が、過疎地域において実施するアウトリーチ事業等に対し、上記事業と同様の制度設計とすること。
- ⑨② 「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」について、必要な予算を確保するとともに、過疎地域に文化振興に係る人材が定着するまでの臨時的措置として、一定期間の臨時的雇用を補助対象とすること。

県担当課名 とくしま文化振興課
関係法令等 文化芸術振興基本法、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

9 過疎地域における生活水の確保に向けた財政支援の拡充について

主管省庁（厚生労働省健康局，総務省自治財政局，自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 水道施設整備費 721.88億円
うち簡易水道等施設整備費補助 235.36億円

【簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び取扱要領】

- ◇ 市町村及び一部事務組合が，簡易水道等を整備する際に要する経費については，当該市町村の財政力指数に応じて簡易水道等施設整備費国庫補助金による財政支援が行われている。
 - ・ 給水人口が，101人以上5千人以下の「簡易水道」については，財政力指数が0.3を越える市町村では補助率4分の1，0.3以下の市町村では補助率3分の1が基本となっている。
 - ・ 給水人口が，50人以上100人以下の「飲料水供給施設」については，財政力指数に関係なく補助率は，10分の4となっている。
- ◇ 「飲料水供給施設」の更新については，増補改良事業等を除き，国庫補助の対象となっていない。

【過疎地域自立促進特別措置法】

- ◇ 簡易水道と同じ公営企業債の対象である病院と下水道については，公営企業債と同じ30年の償還期間で過疎債の償還が可能であるが，簡易水道の場合は，通常の過疎債と同じ12年間の償還期間である。

《現状》

- ① 山間部を中心とする過疎地域においては，多くの水道未普及地が残っており，自然災害の被災確率の高さと相まって日常生活を脅かす要因となっているが，簡易水道等施設整備費補助の補助率が低いため，簡易水道施設の整備が遅れている。
- ② 施設の老朽化が進む中，改修や更新に係る費用が増大している。
- ③ 簡易水道施設を整備するために，簡易水道事業債と過疎対策事業債を起債した場合の償還期限は，過疎対策事業債の方が短く，毎年度の財政負担の平準化を図る必要がある。

《課題》

- ◇ 山間部の水道施設が整備されていない地域では，谷水を引き利用することが多いが，谷水の場合，冬場の渇水，夏場の大雨豪雨等による濁り等，安定的な取水が困難な場合があり，また，過疎化，高齢化により，取水施設の保守が困難な状況となっているため，生活用水を安定的に確保する手段が求められている。
- ◇ 現行の水道国庫補助事業においては，補助率が他の社会資本整備事業と比べて低く，財政基盤が脆弱な過疎市町村にとって，水道施設の整備は，大きな負担となっている。
- ◇ さらに，施設の老朽化が進む中，改修や更新に係る費用が大きな負担になりつつある。
- ◇ 簡易水道施設の整備に要する事業費には，簡易水道事業債と過疎対策事業債を50%ずつ充当できるが，公営企業債である簡易水道事業債の償還期限が30年であるのに対し，過疎対策事業債の償還期限は12年である。

《提言内容》

過疎地域において，日常生活に欠かすことのできない基本的なライフラインである生活用水を確保するため，

- ① 簡易水道等施設整備費補助の補助率を，他の社会資本整備事業の国費率（1/2）以上に嵩上げを行うなど制度の拡充を行うこと。
- ② 増補改良事業等を除き，国庫補助対象外となっている「飲料水供給施設」の更新についても対象とすること。
- ③ 簡易水道施設を整備するため起債した過疎対策事業債の元利償還期間を，簡易水道事業債と同じ30年間に延長すること。

10 過疎地域を運行するバス運営に係る支援について

主管省庁（国土交通省総合政策局，自動車局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

◇ 地域公共交通確保維持改善事業 332億円

【日本再生の基本戦略】

◇ 持続可能で活力ある国土・地域の形成・公共交通の充実

【地域公共交通確保維持改善事業補助金】

◇ 平成23年4月に創設された制度であり，存続の危機に瀕している生活交通ネットワークについて，地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため，県や市町村の策定した地域の交通に関する計画に基づいて実施される取組を支援する。

◇ 陸上交通の確保維持については，複数市町村にまたがる地域間幹線バス系統に対する支援と，地域間幹線バス系統と密接な地域内の支線（地域内フィーダー系統）に対する支援の2つがあり，地域間幹線系統に関する計画は県が，地域内フィーダー系統に関する計画は市町村が策定する。

《現状》

- ① 市町村等は，交通空白地域・不便地域の発生の防止や解消に向け，バス事業者に対する補助やコミュニティバスの運行に多大な財政負担を余儀なくされている。
- ② バス事業者に対する補助金は，複数市町村にまたがる幹線系統については，県が計画し，過疎地等の地域内を運行する支線系統については，各市町村が計画することとなっていることから，県全体を俯瞰した効率的な路線体系の構築が促進されない補助制度となっている。

《課題》

- ◇ 少子高齢化，過疎化の進行に伴い，集落の約36%が限界集落化する中，路線バスは，通院・通学などの日常生活に欠くことのできない重要な移動手段である。
- ◇ バス事業者は，利用者の減少に伴い，非常に厳しい経営環境にあり，国・地方公共団体の支援無くして，路線バスの確保・維持は，困難な状況にある。
- ◇ 平成23年度に創設された「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」は，交通不便地域の移動確保を目的とした地域内の支線系統を補助対象としているが，新たに運行を開始又は新規に市町村が支援を開始するもの等に限定されており，現に市町村が運行や支援を行っている「既存路線」は対象外である。
- ◇ 過疎地域では，交通空白地域・不便地域の発生防止や解消に向け，民間のバス事業者が撤退した後のバス路線で，市町村が代替のバス路線を運行している事例もあるが，これは「新たに運行を開始」という要件に該当しないとされ，補助の対象外とされている。

《提言内容》

地域公共交通確保維持改善事業費補助金について，

- ① 現に，市町村が運行又は支援を行っている既存路線も対象に加えるとともに，交通空白地域・不便地域の解消を図るため，バス事業者撤退後の路線について市町村が代わりに運行する路線についても支援対象とすること。
- ② バス路線に対する支援については，現行のバス事業者に対する補助金から，県への「交付金」に制度を改め，県が，地域の実情を踏まえて策定する効率的・効果的で全県的な「ネットワーク計画」に基づき，地方の実情にあわせて機動的に活用できる制度とすること。

県担当課名 交通戦略課
関係法令等 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

1 1 公共施設の解体撤去の財政支援について

主管省庁（内閣府、総務省自治財政局、自治行政局）

現行制度等

【平成24年度予算】

- ◇ 特定地域再生事業費補助金 5億円
- ◇ 過疎対策事業債 2,900億円
- うち過疎債ソフト分限度額 727億円

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
- ・離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

【地域再生法】

- ◇ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共又は公用施設の解体撤去を通じて地域住民の生活環境改善を図る事業が、特定地域再生事業の対象とされている。
- ◇ 特定地域再生事業により、公共施設等の解体撤去を行う場合の地方負担部分には、地方債を財源として充当できる。

【特定地域再生事業費補助金交付要綱】

- ◇ 特定地域再生計画の推進に要する経費に対しては、国の補助があるが、補助率は1/2以内とされている。

【過疎地域自立促進特別措置法】

- ◇ 老朽化した遊休公共施設の解体撤去のみを行う場合は、通常の過疎対策事業債については対象外であるが、過疎債ソフトについては、対象と解されている。

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、市町村合併や人口減少により、廃校となった小中学校の校舎など、遊休公共施設が増加しているが、耐震基準の低いものについては、利活用の目途がたらず、放置されている状況にある。
- ◇ 耐震基準が低く、老朽化した遊休公共施設を放置することは防災上の観点から危険であるほか、維持管理のコストが必要となる。また、解体撤去を行う場合は、例えば、校舎の解体撤去工事で約1億円程度の事業費が必要になることから、財政基盤の脆弱な過疎市町村にとっては、大きな負担となる。
- ◇ 平成24年度の「改正地域再生法」に追加された「特定地域再生事業」では、遊休公共施設の解体撤去に要する経費を補助対象としているが、全国で5億円しか予算がなく、予算額の更なる拡充が必要である。
- ◇ 過疎債ソフトは市町村ごとの限度額の範囲内（平成24年度からの緩和措置で、限度額の2倍まで発行することも可能）でしか発行できないため、解体撤去に必要な財源を過疎債ソフトのみで確保することは困難である。

《現状》

- ① 市町村合併等で増加する遊休公共施設等の解体撤去には、特定地域再生事業を活用することが可能であるが、当該事業の推進には、予算額の更なる拡充が必要である。また、地方負担分については、一般補助施設整備等事業債の対象であるが、過疎対策事業債は対象外である。
- ② 遊休公共施設等の解体撤去を行った後に、施設整備の予定がなく、将来的な「集落再生」に資する用地の確保のみを行う場合は、過疎対策事業債の対象外である。

《提言内容》

- ① 遊休公共施設等の解体撤去を対象とすることができる特定地域再生事業について、十分な予算額を確保するとともに、地方負担分について、過疎対策事業債の充当を可能とすること。
- ② 将来的な「集落再生」に資する用地を確保するため、遊休公共施設を解体撤去する際に過疎対策事業債の対象とすること。

県担当課名 総合政策課、市町村課
関係法令等 地域再生法、過疎地域自立促進特別措置法

1 2 木造住宅の耐震化支援制度の拡充について

主管省庁（国土交通省住宅局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 社会資本整備総合交付金のうち
「住宅・建築物安全ストック形成事業」 226,233千円

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
・ 住宅等の耐震化を徹底することにより、2020年までに耐震性が不十分な住宅割合を5%に

【建築物の耐震改修の促進に関する法律】

- ◇ 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めることが求められている。

【社会資本整備総合交付金交付要綱】

- ◇ 住宅・建築物安全ストック形成事業は、地方公共団体が行う住宅の耐震改修事業に要する費用を補助対象としているが、簡易な耐震改修やリフォーム併用改修は対象としていない。
- ◇ 住宅の耐震改修事業に要する費用に対する補助率は、国と地方公共団体を併せて23%とされている。

《課題》

- ◇ 全国の住宅の耐震化率79%に対し、徳島県の耐震化率は72%となっており、その中でも過疎地域の市町村においては、特に耐震化が進んでいない状況にある。
- ◇ 南海トラフ巨大地震の発生が差し迫る中、震災時の避難路・救援路を確保するために、木造住宅の耐震化が不可欠である。
- ◇ 木造住宅の耐震性の向上を図るためには、簡易な耐震改修やバリアフリー工事などのリフォームと併せて支援する施策が、より効果的である。
- ◇ 昭和56年以前の本造住宅は高齢者世帯の割合が高く、また、本格的な耐震改修は工事費が高額になる場合があり、改修費用の自己負担が特に耐震化のあい路になっている。

《提言内容》

社会資本整備総合交付金のうち「住宅・建築物安全ストック形成事業」による耐震改修支援制度について、次の拡充・強化を図ること。

- ① 耐震化のスピードアップのため、一部屋改修等の簡易な耐震改修や、耐震性の向上と併せて行うリフォームについても、補助の対象とすること。
- ② 耐震化のスピードアップのため、国と地方公共団体とを併せた補助率を2分の1に引き上げること。
- ③ 切迫する南海トラフの巨大地震に備え、早急な対策が必要な地域や、高齢化が進み財政力が脆弱な、過疎地域の面積が占める比率が高い都道府県に交付金の重点配分を行うこと。

《現状》

- ① 本県では、木造住宅の耐震化を促進するため、簡易な耐震改修やリフォーム併用改修に対する助成を独自に行っている。
- ② 耐震改修工事費に対する補助率は、国と地方公共団体を併せて23%とされており、所有者の負担が大きい。
- ③ 高齢者世帯の多い過疎地域では、住宅の耐震改修費用が所有者にとって大きな負担であり、市町村の財政力も脆弱であるため、南海トラフの巨大地震に備えて早急な対策を進めるために手厚い財政支援が必要である。

県担当課名 住宅課

1 3 空き家の活用を促進するための支援制度の拡充について

主管省庁（総務省自治行政局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 過疎地域等自立活性化推進交付金 500百万円
 - ・ 過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）については、120百万円
 - ・ 過疎地域遊休施設再整備事業については、80百万円

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・ 緑の分権改革等
 - ・ 住宅投資の活性化
 - ・ 中古住宅の流通市場，リフォーム市場等の環境整備

【過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱】

- ◇ 過疎地域等自立活性化推進交付金の事業実施主体は過疎市町村又は構成団体の2分の1以上が過疎市町村である一部事務組合に限定されている。
 - ・ 過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）は、空き家を定住促進住宅に改修する費用を助成
 - ・ 過疎地域遊休施設再整備事業は、空き家等の遊休施設を地域間交流施設等に再整備する費用を助成

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、地域の新たな担い手を確保するため、移住交流促進の取組が進められているが、住居の少なさや交流拠点となる施設がないことが障壁となっている。
- ◇ 地域で増加する空き家を、移住者の住宅や地域の交流拠点として活用できれば、移住交流の促進に繋がる考えられるが、改修工事を行う必要がある場合も多く、工事の費用も高額になることが、空き家の活用を阻む要因となっている。
- ◇ 一方で過疎地域においては、NPO等の民間団体によって、空き家を移住者の住宅や地域の交流拠点へと整備し、活用している事例もあり、空き家の活用にはこうした民間の力を積極的に活用することが必要である。
- ◇ 総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金は、空き家の活用を推進するのに有効なものであるが、実施主体は地方公共団体に限られ、NPO等が実施する事業は対象外になっている。

《現状》

- ① 空き家を、定住促進用住宅や地域間交流施設等として活用していくには、市町村等の行政機関だけでなく、NPO等の民間団体の力を積極的に活用することが必要である。
- ② 総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金は、空き家を定住促進用住宅や地域間交流施設等へと整備する際の費用を助成対象としているが、事業実施主体は市町村等の行政に限られ、NPO等が事業実施主体になることはできない。

《提言内容》

- ① NPO法人等が、定住促進用の家屋として活用可能な空き家を改修する場合についても、過疎地域等自立活性化推進交付金（定住促進空き家活用事業）の対象に加えるとともに、予算額の拡充を図ること。
- ② NPO法人等が、空き家等を改修して地域間交流及び地域振興を図るための施設を整備する場合についても、過疎地域等自立活性化推進交付金（過疎地域遊休施設再整備事業）の対象に加えるとともに、予算額の拡充を図ること。

県担当課名 市町村課

1 4 地域医療再生を図る制度の創設等について

主管省庁（厚生労働省医政局）

現行制度等

【医療機関の管理者要件】

- ◇ 医業をなす病院又は診療所の管理は、臨床研修等修了医師にさせなければならないこととなっているが、その他の要件は求められていない。
（医療法第10条、医師法第16条の2）

【地域医療再生臨時特例交付金】

- ◇ 都道府県において策定された「地域医療再生計画」に基づき実施される医師確保や救急・災害医療体制の強化など、地域における医療課題の解決に向けた事業に対して支援が行われている。

《課題》

- ◇ 全国的に、医師、看護師は都市部の医療機関に勤務する志向が強く、また、産科や小児科における医師不足が指摘されるなど、医師の地域・診療科偏在があり、地域医療を維持する基礎的な条件が崩れている。
- ◇ 県は、「地域医療再生臨時特例交付金」により、一定期間の地域医療従事を返還免除要件とする医師修学資金貸与制度の運用や遠隔画像診断システムの構築に取り組むなど、過疎地域の医療体制の維持・充実を図っているが、当該交付金は平成25年度末に終期を迎える。

《現状》

過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足等が深刻化。

- ① 医療機関の管理者の要件は、「臨床研修等修了医師」のみで、へき地、過疎地域での勤務実績等、その他の付加要件は求められていない。
- ② 地域医療再生臨時特例交付金の期限終了後（平成25年度末）の財源確保の見通しが立たず、過疎地域等における医療の維持・充実が困難になる。

《提言内容》

過疎地域の住民に対して、適切な医療を提供できる体制を確保するため、

- ① 医療機関の管理者となる要件に、へき地等での一定期間の診療経験を付加することや臨床研修期間にへき地勤務のローテーションを組み込むことなど、医師の過疎地域における勤務を促進する制度を創設すること。
- ② ICTの活用による診療体制の強化をはじめ、医師修学資金貸与制度や看護師の就業促進策等、過疎地域における医療の充実に、より重点を置いた新たな交付金を創設するなど、都道府県や市町村の地域医療再生対策に係る国の財政支援制度を更に充実させること。

県担当課名
関係法令等

医療政策課
医療法、医師法

15 広大な面積を有する市町村内の事業所に対する新たな介護報酬加算の導入について

主管省庁（厚生労働省老健局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 介護給付に対する国の負担等 2兆3,392億円

【介護保険法】

- ◇ 介護保険サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与及び居宅介護支援については、介護報酬単位に15%の特別地域加算が行われる制度があるが、その対象は、厚生労働大臣が指定する地域として、「離島」、「振興山村地域」のほか、「過疎地域のうち、人口密度が希薄で、交通が不便であること等の理由により、居宅サービス等の確保が著しく困難と認められる地域」に限定されている。
- ◇ 特別地域加算は、当該地域に所在する事業者がサービス提供を行った場合に限られている。
- ◇ 中山間地域等（「辺地」、「過疎地域」等）に居住する利用者に、通常のサービス提供区域を越えて介護保険サービス（通所介護等含む）を提供した場合、介護報酬に5%の中山間地域等提供加算が行われる。

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、介護サービス事業を円滑に運営していく上で、人材確保を含め様々な課題があり、介護サービス事業者の参入が進みにくい状況にある。
- ◇ 過疎地域の訪問・通所系サービスでは、多くの移動時間を要する利用者が存在することから、サービスの提供に当たって、非効率な移動を行うため、高コストになる。
- ◇ 特別地域加算は、厚生労働大臣が指定する地域が対象となるが、その範囲が一部の地域に限られ、過疎地域全体が対象となっていない。
- ◇ また、特別地域加算は、他地域に所在する事業者が指定地域内でサービスを提供しても、加算は行われない。
- ◇ 通所介護サービスを提供する事業所については、送迎距離に応じた費用等を必要とするにもかかわらず、特別加算の対象とされていない。
- ◇ 現行の介護保険サービスの提供に係る加算については、事業所から、過疎地域の利用者宅への実際の移動距離に応じたものとなっていない。

《現状》

- ① 介護保険法に基づく大臣指定特別地域には介護報酬の加算があるが、過疎地域の訪問・通所系サービスでは多くの移動時間を要する利用者が存在し、サービスの提供に伴う、非効率な移動などに対するより一層の配慮が必要である。

《提言内容》

- ① 広大な面積を有する過疎地域など効率の悪い地域内に居住する要介護者（要支援者）に介護サービスを提供する事業所が、訪問・送迎のために片道10km以上の移動を要する場合に、その移動距離に応じて介護報酬を加算する新たな仕組みを導入すること。

県担当課名 長寿保険課
関係法令等 介護保険法

1 6 森林整備の推進をするための制度の充実について

主管省庁（林野庁，経済産業省，環境省）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 森林整備の推進（森林整備事業：56,621百万円）
（治山事業：57,494百万円）

【地球温暖化対策のための税】

- ◇ 平成24年10月1日から，石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」がスタートしている。

【森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法】

- ◇ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が平成20年5月に施行され，間伐促進のための特別措置が講じられている。
 - ・森林整備に係る市町村への新たな交付金の交付
 - ・間伐等に対する地方債の特例 等

《課題》

- ◇ 平成24年9月14日，「エネルギー・環境会議」において森林吸収量の算入上限値3.5%分の確保が決定され，森林整備の促進が強く求められている。
- ◇ 地方が中心となって，間伐をはじめとする森林吸収源対策を推進しており，その対策を進める安定した地方の財源確保が不可欠である。
- ◇ 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が本年度で終了することから，同法に基づく優遇措置も終了することとなる。

《現状》

- ① 「地球温暖化対策のための税」の用途は，エネルギー起源CO2の排出抑制対策となっており，森林吸収源対策は含まれていない。
- ② 本県では，「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき，平成24年度までの5年間に約4万9千ヘクタールの間伐等に取り組んでいる。

《提言内容》

- ① 森林吸収源対策の着実な推進を図るため，「地球温暖化対策のための税」の用途に，「森林吸収源対策」を盛り込み，財源を安定的に確保するとともに，地方公共団体への配分を行うこと。
- ② 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し，間伐等の森林整備を促進する措置を講じること。

県担当課名 林業戦略課，次世代プロジェクト推進室
関係法令等 森林法，森林・林業基本法，森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

17 地籍調査事業等の促進について

主管省庁（国土交通省土地・建設産業局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 山村境界基本調査 240百万円
全額国費による測量基準点設置と簡易な境界の調査・測量。
- ◇ 都市部官民境界基本調査 1,490百万円(471百万円)
全額国費による測量基準点設置と道路等の官民境界の測量。
- ◇ 地籍調査費負担金 12,200百万円(1,300百万円)
()は全国防災枠で内数

【国土調査法 第2条】

- ◇ 国が行う基本調査
「基本調査」とは、地籍調査の基礎とするため行う土地の測量、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

【国土調査法 第4条】

- ◇ 国の機関が行う国土調査の実施計画は、国の機関が作成する。

《課題》

- ◇ 山村地域においては、過疎化、高齢化が進行し、山林境界の確認が困難な状況となりつつあるが、調査面積が広大であるため調査完了までに長い期間を要する。
- ◇ 南海トラフの巨大地震において津波浸水被害を受ける地域における地籍調査が遅れているが、境界の確認等に、手間と費用と期間を要する。

《現状》

- ① 山林の地籍調査進捗率が遅れており、広大な調査面積が未実施の状態である。
- ② 南海トラフ巨大地震の発生が予想されているが、津波浸水被害を受ける沿岸部地域の地籍調査が遅れている。

《提言内容》

- ① 山村地域の土地の境界保全を効率的に進めるため国が主体となり地籍調査に利用できる基準点等をあらかじめ設置する「山村境界基本調査」の実施面積を拡大すること。
- ② 国が事業主体となり地籍調査事業に先行して官・民境界の調査をする「都市部官民境界基本調査」については、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な津波被害が想定される地域において、実施面積を拡大すること。

県担当課名 農村振興課
関係法令等 国土調査法

18 移住者・一般法人の農地取得に関する要件緩和について

主管省庁（農林水産省経営局）

現行制度等

【農地法】（農地の所有権等の取得）

◇ 農地の所有権等を取得する場合には、農地法第3条に基づく、次の要件を満たす必要がある。

- ① 全部効率利用要件（農地を全て効率的に利用すること）
- ② 農業生産法人要件（法人の場合は農業生産法人であること）
- ③ 農作業常時従事要件（農作業に常時従事すること）
- ④ 下限面積要件（取得後の面積が一定面積事業であること）
- ⑤ 地域との調査要件（地域の農地集団化等に支障がないこと）

（解除条件付きの賃借）

- ◇ 平成21年改正により、農地を不適正利用した場合は契約を解除する旨の条件がある賃貸借に限り、個人の場合は③農作業常時従事要件、法人の場合は②農業生産法人要件を満たす必要がなく、一般の法人やNPO法人なども、次の要件を満たせば農地の賃借が可能となった。
- ・ 地域の農業者と役割分担した上で、継続的・安定的な農業経営がなされること。
 - ・ 法人の場合は、役員1人以上が農業に常時従事すること。

《課題》

- ◇ 都市部からの移住者等が、農産物の自給等を目的とした「住宅と一体となった小規模な農地を併せた譲渡」を希望する場合、現行では、「新規就農を促進するために適当と認められる面積（基本50aであるが別段面積として10a以上を設定、また、地域の状況により10a未満の設定も可能）」を下限面積とすることとなっている。このため、自給や家庭菜園等を目的とする場合は、移住を断念せざるを得ない場合がある。
- ◇ 一般の株式会社やNPO法人などでは、特に多くの地域雇用を期待できる施設園芸分野では、栽培を始めるにあたり多額の投資が必要であるが、農地の所有権を取得することできないことにより、貸借期間終了後返還を求められる不安から、新規参入の障壁となっている。

《現状》

- ① 農地の所有権等を取得する場合には、農地法第3条に基づく5要件の一つである、下限面積要件を満たす必要がある。
- ② 平成21年度の農地法の改正により、農業生産法人を除く、一般法人やNPO法人は、一定の要件の下、賃借に限り権利取得が可能となった。

《提言内容》

- ① 都市部から過疎地域への移住者等が、住宅と一体となった小規模な農地を取得する場合に限り、過疎対策の観点から「移住を促進すること」を目的とする、下限面積の設定も可能とすること。
- ② 一般法人やNPO法人など農業生産法人以外の法人であっても、解除条件付きの賃借の要件にある継続的・安定的な農業経営をすることや役員1人以上が農業に常時従事する場合は、農地の所有権取得を可能とすること。

県担当課名 農業基盤課
関係法令等 農地法

19 野生鳥獣の食害対策に向けた狩猟者の確保対策について

主管省庁（環境省自然環境局，農林水産省生産局）

現行制度等

【平成24年度国予算の内容】

- ◇ 鳥獣保護管理強化総合対策事業 486百万円
- ◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500百万円

【鳥獣保護法 第40条，第44条】

- ◇ 狩猟免許の取得年齢は20歳以上。
- ◇ 免許の有効期間は，3年間。

【鳥獣保護法第38条第1項】

- ◇ 日出前及び日没後において，銃器を使用した鳥獣の捕獲等は禁止。

《課題》

- ◇ ニホンジカの生息域の拡大に伴い，里地・里山での農業被害や剣山地域で貴重な自然植生への食害が深刻化している。
- ◇ 狩猟者の高齢化に伴い，若手狩猟者を新たに確保する必要があるほか，狩猟者の減少にも対応できる効率的な捕獲体制を構築する必要がある。
- ◇ 狩猟者の捕獲意欲を高めるための奨励事業について，市町村への支援を強化する必要がある。
- ◇ 効果的な対策を進めるため，都道府県の広域的な野生鳥獣の被害実態や生息状況に関する調査への支援も必要である。

《現状》

- ① 狩猟免許を取得できる年齢は，20歳以上とされており，有効期間も3年間とされている。
- ② 狩猟者の減少により，有害鳥獣の捕獲が困難となることが危惧される。
- ③ 銃器を使用した鳥獣の捕獲等は，日出前及び日没後に行うことが禁止されている。
- ④ 国の鳥獣被害防止総合対策交付金の補助対象には，捕獲報償費や都道府県が広域的な観点から実施する鳥獣被害の実態や野生鳥獣の生息状況を把握するための調査は含まれていない。

《提言内容》

- ① 若手狩猟者を確保するため，鳥獣保護法に基づく狩猟免許について，ワナ猟免許の取得年齢を現行の20歳以上から18歳以上に引き下げること。
- ② ベテラン狩猟者の減少に歯止めをかけるため，鳥獣保護法に基づく狩猟免許の有効期間を3年から5年に延長すること。
- ③ ニホンジカの効率的な捕獲体制を構築するため，自治体が計画的に行う個体数調整に限り，日出前及び日没後における銃猟の捕獲を可能とする規制緩和を行うこと。
- ④ 国の鳥獣被害防止総合対策交付金の安定確保を図るとともに，狩猟者に対する捕獲報償費や，都道府県が行う被害実態や生息状況等の調査を補助対象とすること。

県担当課名
関係法令等

自然環境室，農村振興課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律

20 きめ細やかな教育の実現のための教員定数の充実について

主管省庁（文部科学省初等中等教育局）

現行制度等

【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律】

（学級編制の標準 第3条）

◇ 2学年の児童生徒を一学級に編制する場合（複式学級）の基準

・小学校：児童数16人以下（第1学年を含む場合は8人以下）

・中学校：生徒数8人以下

（中学校等教職員定数の標準 第6条）

◇ 3学級以下の中学校では、配置定数が9人（教頭含む）以下となるため、当該教科の免許を有しない教員による指導教科が生じる。（教育職員免許法附則第2項の免許教科外教科教授担任の許可）

（教職員定数の算定に関する特例 第15条）

◇ 定数算定として考慮できる特別の事情のうち、
・「地域の社会的条件」に関して認めているのは、市町村合併に関するもののみ。
・「多様な教育を行うための諸条件の整備」として認めているのは、事務職員のみ。

《現状》

現行の配置基準では、

- ① 多様な支援を必要とする児童生徒が複式学級にも在籍し、現在の標準法での教員定数では十分な指導が難しい。
- ② 小規模中学校には、全教科において教員免許所有者を配置することができず、免許外指導が日常化している。
- ③ それらに対応するため、市町村においては独自の予算措置を行っている。

《課題》

小中学校については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる「標準法」）」の定めのもとに、学級の規模と教職員の配置が決定されている。

◇ 複式学級においては、学年としての児童生徒への直接指導の時間が少なくなるとともに、小規模であっても特別に配慮を必要とする児童生徒が少なくない。10人を超えるような人数の学級指導には特に苦慮している。

◇ 過疎地の中学校においては、音楽、美術、家庭、技術等の教科については、免許教科外の担任による授業となる傾向が強い。

◇ 上記のような課題の改善のために、市町村の単独予算で教員を配置している例がある。

◇ 「標準法」には、へき地等の条件不利地域への教員の加配、上積みの規定はない。

《提言内容》

県下全ての小中学校できめ細やかな教育を推進し、過疎地域の児童生徒の教育の機会均等を保障するため

① 標準法の改正による複式学級基準の見直しを図ること。

② 一人ひとりに行き届いた指導に向け、中学校における免許外指導解消のための加配定数の充実を図ること。
以上のような教員配置が充実することにより、過疎地域の豊かな自然環境の中で、生まれ育った地域に誇りを持ち、地域を支えることのできる子どもを育成する教育が可能となる。

県担当課名 教職員課
関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

2 1 「民間企業」のインセンティブを高める寄附金の損金算入額の引き上げについて (法人税)

主管省庁（財務省）

現行制度等

【新成長戦略】

- ◇ 新しい公共
 - ・ 市民公益税制の具体的制度設計等，国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。

【法人税法】

- ◇ 民間企業が支出した一般の寄附金については，その法人の資本金等の額や所得の金額に応じた一定の限度額までが損金として参入できることとなっており，これにより算定された法人税額が法人の住民税の法人税割額に反映される。
- ※ 一般の寄附金の損金算入限度額
 - ・ $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$
- ◇ 民間企業が社会貢献の観点から，過疎地域において植林や草刈りなどの活動を行っても，活動に要した経費は損金に参入されない。

《課題》

- ◇ 人口減少と高齢化の進行により，担い手が不足する過疎地域の再生には，集落外住民による支援が必要となる。
- ◇ そのためには，民間企業による過疎地域のNPO法人などに対する寄附を促していく必要があるが，NPO法人や任意団体に支払った寄附金は「一般の寄附金」として，損金算入限度額までしか損金に算入することができない。
- ◇ また，本県では，民間企業と過疎集落の住民の協働により，植林や草刈りなどの社会貢献活動を行ってもらうための取組を実施しているが，民間企業が過疎地域で行った社会貢献活動に要した経費を，損金算入する制度はない。
- ◇ 民間企業の善意を適切に反映し，自発的に過疎地域の活性化を支援する寄附等を行おうとするインセンティブを高めるため税制面から支援していく仕組みを構築する必要がある。

《現状》

- ① 民間の事業者が支出した一般の寄附金は，法人税法の規定により算定された限度額の範囲内で損金への算入が可能であるが，過疎地域における企業の社会貢献を促すため，寄附金の損金参入限度額を引き上げる必要がある。
- ② 民間の事業者が，過疎地域で社会貢献活動を実施した場合に要する経費は，損金算入されない。

《提言内容》

- ① 民間事業者が，過疎地域のNPO法人などに寄附金を支払った場合について，法人税の算定における一般の寄附金に係る損金算入限度額を引き上げること。
- ② 民間事業者が，過疎地域において社会貢献の観点から実施した植林や草刈りなどの活動に要した経費について損金算入を認めること。

県担当課名 市町村課，税務課
関係法令等 法人税法

2 2 空き家を巡る諸問題に対応した税制度の見直しについて

(譲渡所得税・固定資産税)

主管省庁（財務省、総務省自治税務局、国土交通省土地・建設産業局）

現行制度等

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・ 緑の分権改革等
 - ・ 住宅投資の活性化
 - ・ 中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備

【日本再生戦略】

- ◇ 持続可能で活力ある国土・地域の形成
 - ・ 災害に強い国土・地域づくり等の推進

【租税特別措置法第31条及び第35条】

- ◇ 空き家を譲渡した際は、譲渡所得から最高3,000万円までを控除することができる特例の適用を受けることができるが、適用されるのは、居住の用に供されなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに空き家を譲渡した場合に限られている。

【地方税法第349条の3の2】

- ◇ 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋の敷地として供されている「住宅用地」に対する固定資産税の課税標準は特例により6分の1（「住宅用地」の面積が200平方メートルを超える部分については3分の1）の額に抑えられている。

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、人口減少に伴い空き家が増加しており地域の活力を低下させる要因にもなっているほか、管理不全によって老朽化した空き家が増えることは、治安や景観の悪化や地域の防災面で支障になるなど、様々な問題を生み出す要因になっている。
- ◇ 一方で、活用が可能な空き家については、流通を促すことで移住者の受け皿にもなることから、地域の活性化に繋がる資源にも成り得るが、空き家の活用は進んでいない。
- ◇ また、老朽化して危険な空き家についても、所有者によってそのまま残されていることが多く、除却は進んでいない。

《提言内容》

- ① 過疎地域における空き家の流通を促進するため、過去に居住していた家屋を譲渡する際の譲渡所得に対する課税に係る特別控除の特例の対象に係る期限を延長すること。
- ② 過疎地域における老朽化した「危険な空き家」の除却を促進するため、
 - ・ 「危険な空き家」が建つ土地については、固定資産税の「住宅用地」特例の適用を除外すること。
 - ・ 「危険な空き家」の認定を行うための具体的な認定基準を確立すること。

《現状》

- ① 空き家の譲渡を行った際の譲渡所得に対する所得税については、特別控除の特例が設けられているが、適用期間が限定されており、空き家の流通を促すには制度の拡充が必要である。
- ② 老朽化した危険な空き家であっても、そのまま残しておく方が「住宅用地」特例の適用によって敷地に係る固定資産税が低額に抑えられるため、除却を阻害する一因になっている。

県担当課名 市町村課、税務課、住宅課、南部総合県民局
関係法令等 所得税法、租税特別措置法、地方税法

23 サテライトオフィス誘致のための課税免除に伴う減収補てん措置について (法人事業税・不動産取得税・固定資産税)

主管省庁（総務省自治財政局、自治行政局）

現行制度等

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・ 離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

【過疎地域自立促進特別措置法 第31条】

- ◇ 地方税の課税免除等に対する減収補てん措置については、製造業、情報通信技術利用事業、旅館業（下宿営業を除く）の用に供する設備の新設等を行った者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等、又は畜産業・水産業を行う個人に対する事業税の課税免除等に限られている。

【過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令】

- ◇ 減収補てん措置の対象となるのは、取得価額が2,700万円を超えるものを、新設又は増設した場合に限られる。

【沖縄振興特別措置法】

- ◇ 各種事業者に対する課税免除等に対する減収補てん措置
 - ・ 情報通信産業関係（情報処理・提供サービス業、情報記録物製作業、インターネット付随サービス業等）
 - ・ 産業高度化事業関係（デザイン業、機械設計業、広告代理業、経営コンサルタント業等）

《課題》

- ◇ 東日本大震災を契機としたリスク分散の観点から、情報通信技術の活用により、場所を選ばずに仕事ができる情報通信産業を中心に、業務や機能の一部を首都圏から地方のオフィス、いわゆる「サテライトオフィス」へ移転する動きが見られる。
- ◇ サテライトオフィスを設置する業種は、長時間の勤務形態が多く、社員のストレスも過大であることから、自然豊かな地方に業務や機能を移転することにより、仕事と生活の調和の実現や人材の確保を図ろうとする動きも見られる。
- ◇ サテライトオフィスの誘致は、都市部から多様な人材を誘致し、地域住民との交流を促進することで「集落再生」の処方箋となる可能性がある。
- ◇ サテライトオフィスの設置には、大規模な投資の必要がなく、従来の企業誘致策にとらわれない幅広い税制優遇措置を講じる必要がある。
- ◇ 過疎地域の活性化を図るには、サテライトオフィスの社員と地域の住民が交流するための施設等の展開も重要であるため、飲食業・サービス業をはじめとした関連産業への支援も必要である。

《現状》

- ① リスク分散の観点から、地方にサテライトオフィスを設置する事業者に対する地方税の課税免除については、減収補てん措置の対象となっていない。
- ② サテライトオフィスの設置に要する設備投資は小規模であり、現行過疎法の減収補てん措置の対象となる設備取得価額要件に合っていない。

《提言内容》

過疎地域において、

- ① 情報通信産業などのサテライトオフィスを設置する事業及び関連産業となる飲食業、サービス業を地方税の課税免除に伴う減収補てん措置の対象に追加すること。
- ② サテライトオフィスを設置する事業について、減収補てん措置の対象となる設備の取得価額要件を撤廃すること。

県担当課名 市町村課、地域情報課、税務課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法

2 4 二地域居住の促進に向けた課税免除に伴う減収補てん措置について

(個人住民税・不動産取得税・固定資産税)

主管省庁 (総務省自治行政局, 自治税務局)

現行制度等

【新成長戦略】

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
・ 離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

【過疎地域自立促進特別措置法 第31条】

- ◇ 地方税の課税免除等に対する減収補てん措置については、製造業、情報通信技術利用事業、旅館業（下宿営業を除く）の用に供する設備の新設等を行った者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等、又は畜産業・水産業を行う個人に対する事業税の課税免除等に限られている。

【地方税法】

- ◇ 市町村内に家屋敷等を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者には、個人住民税の均等割（いわゆる家屋敷課税）が課されることになっている。
- ◇ 不動産取得税については、次の軽減措置がある。
 - ・ 住宅の取得（50㎡～240㎡）については、取得価格から1,200万円を控除（中古住宅は新築年に応じて控除）
 - ・ 住宅用土地の取得については、4万5千円又は床面積の2倍（200㎡限度）に相当する土地価格の1/2×3%

《課題》

- ◇ 過疎地域においては、人口減少や高齢化の進展により、集落機能が低下していることから、集落の新たな担い手を確保していく必要がある。
- ◇ 新たな担い手を確保するためには、移住者の受入が効果的であるが、生活基盤そのものを移転させる移住に加え、都市部に生活拠点を残しながら、過疎地域にも生活拠点を設ける二地域居住の推進も必要である。
- ◇ 一方で、過疎地域においては、人口減少に伴い空き家が増加していることから、空き家を移住者や二地域居住の受皿として活用していくため、移住や二地域居住の希望者による空き家の取得を促進させていく必要がある。
- ◇ このため、過疎地域において、個人による不動産取得を促進していくため、不動産取得税や固定資産税等に対する優遇措置を講じていく必要がある。

《現状》

- ① 都市部に居住する者が、二地域居住を行うために過疎地域の家屋敷を取得した場合、不動産取得税については軽減措置があるが、市町村内に家屋敷を有するため個人住民税の家屋敷課税が課され、地方自治体が課税を免除した場合も減収補てんは行われない。
- ② 過疎地域に移住した者が、不動産を取得した場合も、不動産取得税の軽減措置はあるが、固定資産税の軽減措置はなく、地方自治体が課税を免除した場合も減収補てんは行われない。

《提言内容》

過疎地域の地方自治体が、課税免除を行った場合における減収補てん措置の対象に、

- ① 二地域居住を行うために、過疎地域内に家屋敷を取得した者に対する個人住民税の家屋敷課税の免除を追加すること。
- ② 過疎地域への移住者が、土地・家屋（農地・山林を含む）を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税の免除を追加すること。

県担当課名 市町村課, 税務課
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法, 地方税法